

# 埼玉県県営住宅敷金の受払等事務処理要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は埼玉県県営住宅条例（昭和34年埼玉県条例第42号。）第21条、埼玉県特別県営住宅条例（昭和42年3月20日条例第24号）第8条及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例（平成6年3月31日条例第29号）第17条に規定する敷金（以下「敷金」という。）の受払等の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 敷金納付事務

### (納付書兼領収書の作成等)

第2条 埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、住宅管理課から入居承認リストの送付を受けたときは、納付書兼領収書（埼玉県財務規則様式第73号（1））を作成し、併せて敷金台帳に入居承認者名、団地名、敷金番号及び納付義務額を記録する。

2 公社は、前項により作成した納付書兼領収書を入居承認書等とともに、入居権利者に送付する。

### (敷金猶予の入力)

第3条 入居権利者が敷金の納入を猶予される場合は、公社は住宅総合管理システムへの入力を行うものとする。

## 第3章 敷金還付事務

### (敷金還付請求書の受理)

第4条 公社は、退去予定者から県営住宅敷金還付請求書（様式第1号）の提出があったときは、次に掲げる事項を確認の上受理するものとする。

- 一 住宅名、住宅番号、氏名、押印の有無
- 二 明け渡し年月日
- 三 明け渡し理由
- 四 転居先
- 五 連絡先
- 六 敷金還付先

(敷金納付状況及び未納家賃の確認)

第5条 公社は、退去予定者の敷金納付額、敷金番号及び納付年月日、未納家賃の有無、未納月数及び金額をそれぞれ確認し、敷金還付請求書の所定欄に必要な事項を記入するものとする。

2 前項において、月の途中の退去の場合には、併せて退去月の日割家賃計算を行うものとする。

(敷金還付(充当)者一覧表の作成)

第6条 公社は、敷金を還付又は未納家賃に充当する必要があると認めた者について敷金還付(充当)者一覧表(様式第2号)を作成するものとする。

(通知書の作成)

第7条 公社は、第5条及び第6条の処理を行った結果、敷金を還付又は未納家賃に充当する必要があると認めた者について、次の各項に定める通知書を作成する。

- 一 敷金を還付し、充当する場合 県営住宅敷金還付・充当通知書
- 二 敷金を全額還付する場合 県営住宅敷金還付通知書
- 三 敷金を全額充当する場合 県営住宅敷金充当通知書

(作成書類等の送付)

第8条 公社は、前条までの処理を行った後、県営住宅敷金還付請求書及び前条に定める書類(以下「敷金還付・充当通知書等」という。)を、速やかに住宅管理課に送付するものとする。

2 住宅管理課は、送付された書類等を審査し、その内容を確認するものとする。

(支出負担行為兼支出命令書等の作成)

第9条 住宅課は、公社から送付された書類に基づき次に掲げる帳票を作成する。

- 一 支出負担行為兼支出命令書
- 二 支出負担行為兼支出命令書(公金振替用)
- 三 振替請求書

2 住宅課は、決裁後、敷金還付・充当通知書等を公社に送付するものとする。

(敷金還付・充当通知書等の送付)

第10条 公社は、前条2号により敷金・還付充当通知書の送付を受けたときは、速やかに、各該当者あて送付するものとする。

2 公社は、敷金充当後も未納家賃がある者について、納入通知書兼領収書(財

務規則様式)を作成し、敷金還付・充当通知書等と併せて送付するものとする。

(還付年月日、充当年月日の入力)

第11条 公社は、第9条第2項により送付を受けた写しに基づき、還付年月日、充当年月日を住宅総合管理システムに入力するものとする。

#### 第4章 雑則

(協力体制の確保)

第12条 住宅課及び公社(以下「両者」という。)は、この要綱に基づく事務処理が適正かつ円滑に実施されるよう相互に緊密な連絡をとり合い、常に、協力体制の確保に努めるものとする。

2 この要綱に定めのない事項又は事務処理に疑義を生じた場合は、両者で協議して定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 県営住宅敷金の受払等事務処理要領(昭和57年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

# 県営住宅敷金還付請求書

平成 年 月 日

埼玉県知事 上田清司様

県営住宅の名称・住宅番号 団地 号棟 号室

氏名 ,

埼玉県県営住宅を下記のとおり、明け渡しますので、敷金を還付願います。  
なお、未納の家賃、割増賃料又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除して還付してください。

### 記

1. 明け渡し年月日 平成 年 月 日

2. 明け渡し理由 (○印で囲むこと)

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 11. 自宅購入 (公社・公団以外) | 12. 自宅購入 (公社・公団) |
| 13. 公社・公団賃貸住宅へ転居   | 14. 他の県営住宅へ転居    |
| 15. 市町村営住宅へ転居      | 16. 社宅・寮へ転居      |
| 17. 民間借家へ転居        | 18. 親族の家に同居      |
| 19. その他 ( )        |                  |

3. 転居先 (〒 )

(電話 - - )

4. 連絡先 (〒 )

(電話 - - )

5. 敷金還付先

希望還付方法	口座振込み・隔地払い (隔地払いのときは金融機関のみ記入)			
金融機関名 (支所・出張所名まで記入)				
(フリガナ)	-----			
口座名義人氏名				
口座種別	当座・普通	口座番号		

上記請求について審査の結果、次のとおりであることを確認しました。

平成 年 月 日

埼玉県都市整備部住宅課長

1. 明け渡し年月日.....平成 年 月 日

2. 敷金納付済金額.....円 (昭和 年 月 日納付 / 平成 )

3. 未納家賃の額 (敷金から控除すべき額) ... 円 (公金振替により充当)

4. 退去修繕費へ委任される額.....円

5. 退去者本人へ還付すべき額.....円





県営住宅敷金還付通知書

敷金額	未納家賃	未納月	充当額	充当後の未納額	
(A)					
					還付額
合計	(B)		(C)	(D)	(E)

確定年月日 平成 年 月 日

- 1 皆様にお返しする金額 (還付額E)は、敷金 (A)から充当額 (C)を差し引いた金額です。後日、下記の口座に振り込みますので、ご確認ください。

金融機関名 銀行  
支店  
口座種別 普通 口座番号  
口座名義人  
振込日 平成 年 月 日

- 2 充当額(C)は、敷金から未納家賃等に充当される額です。
- 3 充当後の未納額 (D)がある方は、至急納入してください。
- 4 確定年月日から本通知書を受け取るまでの間に家賃を納入された方は、埼玉県住宅供給公社収納対策課 (TEL048-829-2876)までご連絡ください。
- 5 家賃の過誤納金がある方については、別途還付の手続きをしておりますのでご了承ください。

上記のとおり還付したので通知  
通知します。

平成 年 月 日

様

埼玉県都市整備部  
住宅課長

県営住宅敷金充当通知書

敷金額	未納家賃	未納月	充当額	充当後の未納額	
(A)					
					還付額
合計	(B)		(C)	(D)	(E)

確定年月日 平成 年 月 日

1 上記のとおり敷金を充当しましたので通知します。

2 充当額(C)は、敷金から未納家賃等に充当される額です。

3 充当後の未納額 (D)がある方は、至急納入してください。

4 確定年月日から本通知書を受け取るまでの間に家賃を納入された方は、埼玉県住宅供給公社収納対策課（TEL048-829-2876）までご連絡ください。

5 家賃の過誤納金がある方については、別途還付の手続きをしておりますのでご了承ください。

上記のとおり充当したので通知  
通知します。

平成 年 月 日

様

埼玉県都市整備部  
住宅課長



